

多治見市防犯灯 LED 化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、防犯灯 LED 化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、もって地域における節電の取組みを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存防犯灯 夜間の防犯及び歩行者等の通行の安全を図るため、市道等を照らすことを目的として設置している電灯設備（以下「防犯灯」という。）のうち、LED 防犯灯でないものをいう。
- (2) LED 防犯灯 光源に発光ダイオードを使用した防犯灯をいう。
- (3) 市道等 市道及び市道に準ずるものとして市長が認めた一般の交通の用に供する道路をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、区又は町内会であって、その維持管理している既存防犯灯を LED 防犯灯に変更しようとするもの（既存防犯灯の蛍光ランプのみを変更しようとするものを除く。）に交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、既存防犯灯を LED 防犯灯に変更するために要する経費（ポール付 LED 防犯灯に変更する場合は、ポールの交換に要する経費を除く。）の2分の1以内とする。ただし、LED 防犯灯 1 灯当たりの補助金の限度額は20,000円とする。

- 2 前項の規定により算出した経費の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第5条 補助金の交付に関しこの要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1 2 総務の款 4 地域活性化推進事業の項 4 地域集会所施設整備事業の目の次に次のように加える。

5 防犯灯 LED 化事業						
1 防犯灯 LED 化事業						
1	防犯灯 LED 化事業	市の防犯灯 LED 化事業補 助金交付要綱 による。	要綱に よる。	要綱に よる。	要綱に よる。	